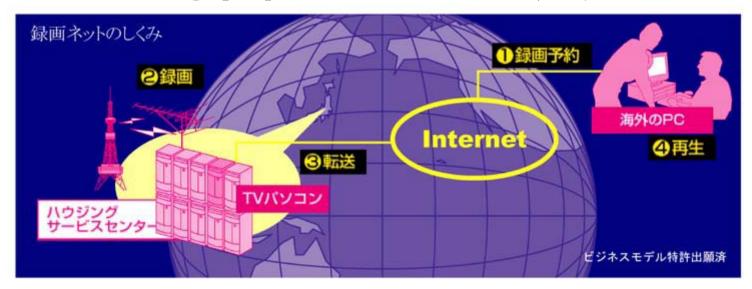
ハードディスク録画と著作権の 危険な関係

ハウジングサービスを受けているパ ソコンを操作しているのは誰だ!?

録画ネットのしくみ





日本のハウジングサービスセンターに保管されている「ご自分の TV パソコン」に、海外の PC から 設画予約をおこないます。

※インターネットに接続されている PC さえあれば会社などの外 出先からでも録酬予約が可能です。



日本の放送が「ご自分の TV パソコン」にデータと して保存されます。

※首都圏で放送されている NHK および民放キー局のすべてが、億単な操作で自由に経画できます。



保存されたデータを、インターネットを通じて海外の PC に転送します。

※転送指示は、海外の PC でおこないます。録画完了を自動メ ールでお知らせしますので、すぐに転送を開始できます。



転送されたデータを海外のPCで再生します。

遊Windows メディアプレイヤー等で再生します。

テレビでお楽しみいただくことも可能です。

奈スキャンコンバータ等で PC とテレビを接続する、DVD に使いて DVD プレイヤーで再生するなど、いくつかの方法がございます。

録画ネットのサービス

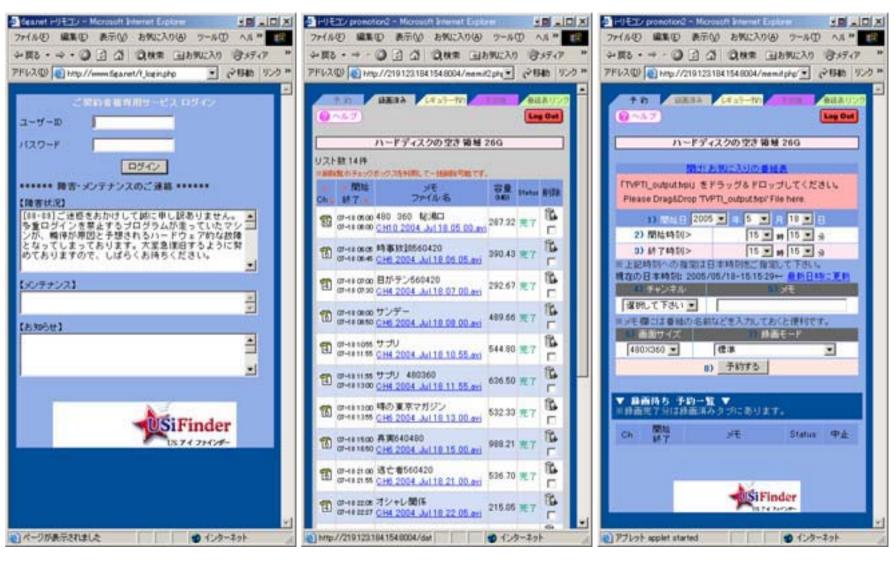
- TVチューナー付きパソコン販売
- パソコンハウジングサービス
 - ・電源管理(リモートハンド)
 - ・マシン監視
 - ・修理
 - ・など

サーバールーム





ログイン画面



流れ

日時	録画ネット	放送局
2003年10月ころ	NHKへ受信料支払い申し入れ	
2004年6月16日		サービス停止を求める内容証明郵便
2004年7月30日		仮処分請求申し立て
2004年8月13日	1回目審尋、答弁書提出	1回目審尋
2004年8月16日		債権者準備書面1提出
2004年9月1日	債務者準備書面1提出	
2004年9月2日	2回目審尋	2回目審尋
2004年9月22日	債務者準備書面2提出	債権者準備書面2提出
2004年10月7日	仮処分決定	仮処分決定
2004年12月28日	異議申し立て	
2005年2月18日		答弁書提出
2005年2月23日	1回目審尋、準備書面1提出	1回目審尋
2005年3月17日	準備書面2提出	
2005年3月23日	準備書面3提出	準備書面1提出
2005年4月11日	2回目審尋、準備書面4提出	

放送局の主張

- 複製に用いる装置(TVパソコン等)を録画ネットが用意している
- TVパソコンを管理、支配している
- アンテナを接続することにより、コンテンツを供給している
- 操作方法などを解説している
- 録画ネットは利益を得ている
- 顧客の行為は違法である(パソコンは「公衆の用に供する自動複製装置」)
- 「インターネットを通じて録画予約、録画が出来る機器を事業者が継続的な 直接占有下で管理する」ビジネスは全て録画の主体は事業者であり、違法

録画ネットの主張

- 録画ネットのサービスはハウジングサービスである
- 預かっているパソコンは「公衆」向けではない
- 零細なクライアントサーバーシステムの寄せ集めであり複製工場ではない
- インターネットの発達により私的領域が広がっていると考えられる
- 「ログイン」を必要とする領域は私的領域
- 顧客の行為は適法であり、ハウジングサービスも適法である
- パソコンは物理的管理が管理の全てではない
- 本サービスはカラオケ法理を当てはめるべき事例ではない
- コンテンツはアンテナ以外からも入ってくる
- 放送局側の「損害」がまった〈不明確
- パソコンを設置できる場所を持たない者のみが不利益を被るのは不当

裁判所の判断

管理・支配の程度から録画しているのは録画ネットであり、 録画代行である

- TVパソコン、アンテナ、ルーター等によりシステムを構成している
- 機器類は録画ネットが調達している
- 事務所内に設置している
- 適切に稼動するよう管理している
- TVパソコン以外は録画ネットが所有している
- 利用者は録画ネットが用意したパソコンしか購入できない
- TVパソコンのみの販売には応じていない
- 設置場所は録画ネットの事務所内のみである
- 各TVパソコンの内部のハードディスクにファイルとして保存される
- TVパソコンには録画ネット製作の共通のソフトがインストールされている
- 操作できる内容はインストールされたソフトに規定されたもののみである
- パソコン返却時にハードディスクが初期化される